（電話番號五番）　（本號六面）　明治二十三年十二月二日　（價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百五十六號
明治廿三年十二月二日　火曜日
舊暦庚寅十月廿一日（丁巳）
日出午後四時三十四分　入午前十一時二十六分
月出午後九時二十六分　入午前十一時零八分
潮干午前八時三十九分　午後八時五十九分
（西暦一千八百九十年）

時事新報の社説

國會の前途

國會目出度開設したれども其前途の安否如何は世人の共に關心する所にして殊に外國人の如きは此一擧の首尾木首尾を以て我國の輕重を卜せんとする者さへある此時に當り時事新報は國會の前途と題し我國會は明治二十三年に開くと雖も其素因は遠く數百年前特に德川政府治世の時に胚胎し維新の初に發育して今日に成長したるものにて前途の望僅滿なりとの次第を歷史に照もし事實に徵し丁寧反復論說して數日間の紙數を爲し十二月初旬より紙上に掲載して讀者の高評を乞ム可し

帝國議會開院の日　時事新報記者

時事新報定價
時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價郵便料廣告料は左の如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇大箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社より直接に郵便にて送付スルモノに限り右定價の外に一箇月十五錢の送料を申受ク
時事新報廣告料金

一行五號活字代四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

各地方より時事新報の注文に付時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は郵便せざる定めなるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで郵送を差控へ居り候事にて貴方の不便あれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度候
代價を受取りたる時は直ちに新報を郵送し其帶封若宛の侍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價郵送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候
月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

萬國博覽會出品の方法

我邦維也納の博覽會を始めとして其他諸例メルボルン府に米國費府に佛京巴里に大博覽會開設の機會を利して我が商品を陳出し之に由りて公衆の嗜好を惹き之に由りて販路を擴張したる効能は實易の實際に現はれて決して少なしとせず將來もますます便路を求めて日本產物の商界に普及せんみどみそ願はしければ來る明治二十六年米國に於て開設すべき萬國大博覽會にも成るべく出品者を勸誘して又その成功の大あらんみと衆人の方法來だ宜しきを悉さゝるものゝ如くにして爲めに數多の疑惑あるを免れざりき蓋し政府にては博覽會の出品を奬勵せんが爲めに運送料その他の費用を保護せし事あれば其餘は出品者の隨意に任せて敢て問ふを要せざるが如くなれども銘々思ひ〳〵の出品にては品物の選擇等に或は過不及を來たし或は價高して往々信を取るのみかを陳知するにも同種類の物品にてあります〳〵に一箇所々に散在して並列を缺き體裁を醜くして又縱覽人に不便を與る上に纏て閉會の時に至れば我が出品人の實本に乏しき悲しさには博覽會の出品も之を好本として後日の商賣を謀るに非ずして直に其出品を賣らんとするの工風に急なるより情實止むを得ずして安りに投賣を始め永く貿易品の相場を賣崩すに至るとは亦是非もなき次第といふべし凡そ此等の故障を認めたるにや義に政府は萬國博覽會の出品を總て同一人に委托するみと定め聊か以て弊を救ふに近かりしかども此委托を撰定するには政府は一會社若くは一個人をして受托せん事を出願せしめ其候補中より政府の見込を以て然るべき者に囑托するみとあれば彼托者は陳列出品の賣捌に多少の利益あるを見込み忽ち彼托出願者の競爭を生じて延いて錯々情實の弊を來たすみともあり又その情實の如何に拘はらず政府より人撰したる其人に大切なる品物を托して如何なる手違を爲さんも測り難しとて自然に出品人の勇氣を沮喪するみとおしとも限る可らず現に昨年の佛國大博覽會にも總代人と出品人との間に思はしからざる事情ありて今尙は明瞭ならざるよし是等の樣子を見ても出品囑托の法は完全なるものと云ふ可らざるが如し左れば今より早く相當の方法を講じて出品人の安心を惹ひるに非さるよりは折角の米國大博覽會も或は世間の希望を空よするみとなかる可きやと我輩の痛に懸念する所あり

然らば則ち之れを如何にして可からんと云ふに茫向き簡便なる秘法とはなけれども元來博覽會出品の主意は出品人が自家の商品の販路を擴て遠く利益を網せんが爲めに外あらされば事の性質は民間自治の業務にして政府の指圖に依賴すべきにあらず唯民間の實業家が實本不充分にして運動等の如くならざるが故に國の實易を進めんが爲めにとて政府が運送料その他の費用を保護するみとあれども夫れより以外は成るべく營業者に於て任務を負擔し官を煩はさゝるの工風あかる可からざる筈なれば今出品の方法を改めんとするに就ても民間自治の主意を尊る可からず依て案するに出品人は他に委任者を求むる迄もなく即身直ちに一會を組織し交互の撰擧を以て總代を撰み必要の規約を定めて之に一切を委任し政府は單に至當の費用を保護するのみのみとし爲さば庶幾くは以上枚擧したる弊害を除くみとを得て猶は他に貿易上直接間接の利益を見るとあらんか又右の總代なるものは身元の備あると共に此般の事に經驗ある者に非ざれば始末を全ふするみと能はざる可きが故に事情によりては會員の評決を以て特に會員外の人物を撰ひ之に總代を委任するも亦好都合なる可し必竟常の方法にては總代が數地に於て手違を生ずるみとありとても充分に制禦を加ふるみと能はず偶ひて之を整理にせんとて身元に保證を付せん所と云へば却て眞に身元の確にして經驗に富む人物を失ふみとある可ければ豫期出品人が之を鄭定すると共に又その利害成敗を身に引受くるの外に公明の道あるべしと

き體裁を醜くして又縱覽人に不便を與る上に纏て閉會の時に至れば我が出品人の實本に乏しき悲しさには博覽會の出品も之を好本として後日の商賣を謀るに非ずして直に其出品を賣らんとするの工風に急なるより情實止むを得ずして安りに投賣を始め永く貿易品の相場を賣崩すに至るとは亦是非もなき次第といふべし凡そ此等の故障を認めたるにや義に政府は萬國博覽會の出品を總て同一人に委托するみと定め聊か以て弊を救ふに近かりしかども此委托を撰定するには政府は一會社若くは一個人をして受托せん事を出願せしめ其候補中より政府の見込を以て然るべき者に囑托するみとあれば彼托者は陳列出品の賣捌に多少の利益あるを見込み忽ち彼托出願者の競爭を生じて延いて錯々情實の弊を來たすみともあり又その情實の如何に拘はらず政府より人撰したる其人に大切なる品物を托して如何なる手違を爲さんも測り難しとて自然に出品人の勇氣を沮喪するみとおしとも限る可らず現に昨年の佛國大博覽會にも總代人と出品人との間に思はしからざる事情ありて今尙は明瞭ならざるよし是等の樣子を見ても出品囑托の法は完全なるものと云ふ可らざるが如し左れば今より早く相當の方法を講じて出品人の安心を惹ひるに非さるよりは折角の米國大博覽會も或は世間の希望を空よするみとなかる可きやと我輩の痛に懸念する所あり

然らば則ち之れを如何にして可からんと云ふに茫向き簡便なる秘法とはなけれども元來博覽會出品の主意は出品人が自家の商品の販路を擴て遠く利益を網せんが爲めに外あらされば事の性質は民間自治の業務にして政府の指圖に依賴すべきにあらず唯民間の實業家が實本不充分にして運動等の如くならざるが故に國の實易を進めんが爲めにとて政府が運送料その他の費用を保護するみとあれども夫れより以外は成るべく營業者に於て任務を負擔し官を煩はさゝるの工風あかる可からざる筈なれば今出品の方法を改めんとするに就ても民間自治の主意を尊る可からず依て案するに出品人は他に委任者を求むる迄もなく即身直ちに一會を組織し交互の撰擧を以て總代を撰み必要の規約を定めて之に一切を委任し政府は單に至當の費用を保護するのみのみとし爲さば庶幾くは以上枚擧したる弊害を除くみとを得て猶は他に貿易上直接間接の利益を見るとあらんか又右の總代なるものは身元の備あると共に此般の事に經驗ある者に非ざれば始末を全ふするみと能はざる可きが故に事情によりては會員の評決を以て特に會員外の人物を撰ひ之に總代を委任するも亦好都合なる可し必竟常の方法にては總代が數地に於て手違を生ずるみとありとても充分に制禦を加ふるみと能はず偶ひて之を整理にせんとて身元に保證を付せん所と云へば却て眞に身元の確にして經驗に富む人物を失ふみとある可ければ豫期出品人が之を鄭定すると共に又その利害成敗を身に引受くるの外に公明の道あるべしと

も思はれ申米國博覽會の開設は來る明治廿六年といふと雖も出品は二十四年中に取機めざる可らざるとなれば今より計畫するは決して早計にあらずして寧ろ甚だ後れたりと云ふも可なり又今度の機會に外國博覽會の出品人が自治流の一私會を開き若々其規模を擴張したる上は從來農商務省にて取扱ひたる內外博覽會の事務をも成るべく其手に讓受くる樣のみとしあさば民業自治の成績ます〳〵顯著にして政府は却て事務の繁を去て冗費を免かるゝみとある可し

官報

○大藏省告示第五十四號
明治二十四年一月一日より三月三十一日迄輸入從價稅品元價ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣日本銀貨比較表左ノ通之ヲ定ム
但外國銀貨ト日本銀貨トノ比較ハ從前ノ通
十二月一日　大藏大臣伯爵松方正義
外國貨幣日本銀貨比較表

		金貨	日本銀貨
英國	官金	一ポンド	五、六三二
北米合衆國	同	一マーク	二七六
	同	一ドルラル	一、一五九
	同	一フランク	二二三
	同	一フランク	二二三
	同	一フランク	二二三
	同	一リラ	二二三
瑞西	同	一クローン	二一〇
瑞典	同	一クローン	二一〇
伊太利	同	一クローン	二一〇
和蘭	同	一ギルドル	四五六
白耳義	同	一フラン	〇五八
葡萄牙	同	一ミルリー	一、一四九
西班牙	同	一ピアストル	〇五一
土耳其	同	一ピアストル	〇五一

○日本農商務省告示第卅號　魚介ノ產卵期ハ華族保護ニ關スルカ故ニ其時期ヲ研究スルハ漁業規則ヲ設クルカタメ益モ必要ナリ然ルニ從來此等ノ調査ナキヨリ往々禁スルニ起ラサル時期ニ捕獲ノ制ヲ設ケ却テ產卵期ニ外テ漁ニ捕獲スル者少カラス依テ實驗調査ノ事實ニ鑑ミ左ノ一覽表ヲ調製セリ其季節ハ南北各地ノ察明周年ノ氣候ニ因リ伸縮アルハ論ヲ俟タスト雖モ今其概數ヲ舉ケテ準據スル所ヲ示スノミ（農商務省）

月例

一　本表ハ魚介ノ產卵期ヲ表示スルモノニシテ○符ヲ用ヒテ其時期ヲ指ス其胎生ニ係ルモノ亦同符ニ據ル
一　產卵期ハ南北各地多少ノ差異アルニヨリ主トシテ東京近海ニ取リ方百浬東京近傍ノ將ニ從フ但シかつを、さくらノ如キハ南方ノ海ニアラサレハ無產ヲ見サルヲ以テ南海ノ調査ニ據リたり、にしんノ如キハ北海ノ特產ナレハ其地方ノ調査ニ據ル
一　產卵期ノ同月中ニアリテ前後ノ區別アルモノアリ例ヘハたいトさわらトハ同シク五六七月ヲ產卵期トスレトもたいハさわらヨリ早キコト凡ソ十五日乃至二十日許ヲ常トシますトさわらハ同シク十一、十二月ヲ產卵期トスレトもますハさけニ免フコト凡ソ二十日許ヲ常トスルカ如シ
一　表中△符ハ其中ニ怪惑ニ河上ニ遡リテ產卵スルモノ□符ハ海中ニ潛居シ海中ニ下リテ產卵スルモノトス

日本產要魚介產卵期一覽表

魚名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
たい						○	○	○				
すずき						○	○	○				
いしなぎ						○	○	○				
はた						○	○	○				
むつ						○	○	○				
いとより						○	○	○				
いさき						○	○	○				
たかべ						○	○	○				
くろだい						○	○	○				
いしもち						○	○	○				
にべ						○	○	○				
かれい						○	○	○				
たちのうを						○	○	○				
あぢ						○	○	○				
むろあぢ						○	○	○				
ぶり						○	○	○				
まぐろ						○	○	○				
しいら						○	○	○				
さば						○	○	○				
かつを						○	○	○				
しび						○	○	○				
うしのしたかつを						○	○	○				
さわら						○	○	○				
あまたい						○	○	○				

はたはた、あんかう、あいなめ、かさご、あちら、ほうぼう、かます、ぼら、めなだ、たら、いかなご、ひらめ、まがれい、なまづ、えう、えひ、ふな、さちやう、さんま、さより、とびうを、いわな、さけ△、ます△、あゆ、しらうを、ひしこ、えのしろ、にしん、いわし、うるめいわし、うなぎ□、はも、あなご、たこ、いひだこ、やりいか、するめいか、かういか、あふりいか、なかにし、あかにし、ばい、さざえ、あわび、とこぶし、おばのがい、まてがい、ばかがい、しほふき、うばがい、はまぐり、あさり、とりがい、あかがい、さるぼう、いがい、あるやがい、はたてがい、いたやがい、かき、いせえび、くるまえび、なまえび

○所蔵受況　昨二十二日東京府立農業場に於て開會の農商務省に於て開會の農商務省に於て開會の農商務省